平成２１年（フ）第９３４５号
大阪府東大阪市足代北２丁目８番15号　ランド布施201号
債務者　ヴァンクールこと　田中　隆治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０６号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目６番34―605号
債務者　白井　孝二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７２９号
大阪市港区磯路３丁目８番24―1111号
債務者　矢田　　繁
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７９３号
大阪市生野区勝山北３丁目13番26号　エスポワール御勝山403
債務者　長田　豊弘
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０３号
大阪市浪速区恵美須東２丁目２番10―201号
債務者　朱雀　政貴
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目24番４号
債務者　内藤　志央（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３号
大阪府高槻市川添２丁目24番５号
債務者　今岡　公男
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６号
大阪市西淀川区花川２丁目９番13号
債務者　江上　和美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８号
大阪府四條畷市南野２丁目８番２号
債務者　村上ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５号
大阪市浪速区元町１丁目９番11号　丸元マンション704号
債務者　上田　愛子（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５号
大阪府八尾市田井中４丁目９番地　ハイツ石井203号
債務者　木村　英嗣
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７号
大阪市生野区巽北４丁目２番２―608号
債務者　中西春子こと　李　　鳳花
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５号
大阪市東淀川区相川２丁目23番４―807号
債務者　山本　英勝
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６号
大阪市西成区南津守４丁目１番104号
債務者　髙尾　典子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４号
大阪府豊中市豊南町東３丁目４番14号
債務者　野原　　理
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８号
大阪市西淀川区大和田５丁目12番10号　シェレナ大和田203号室
債務者　森實　高広
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５号
大阪府高槻市南総持寺町６番42―303号
債務者　久保　公江
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６号
大阪府東大阪市東山町14番11号
債務者　一彩こと　中山　里美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部